市場経済システムの歴史①

法政大学 経済学部教授 (客員) 渡部 亮

株式会社の会計開示制度は、はじめのうち強制力を伴わない任意規定であった。しかしその後、オーバレンド・ガーネー商会の破綻(1866年)など金融会社の倒産が相次ぎ、それが1873年から1896年まで23年間に及ぶ長期デフレの原因ともなったため、1880年に証券取引所が貸借対照表の提出を義務付けるようになった。そもそも共同出資会社法制定の歴史に鑑みれば、公共性に欠けた会社が、適切な開示もせずに株主有限責任の原則を利用し、多数の株主から資金を集めるというのは、本末転倒といえる。

こうして証券取引所が開示制度を採用したわけであるが、その背景には、会計士という職業の地位がすでに確立していたという事情もあった。英国では今でも会計士の地位が高く、民間企業の最高経営責任者の中には、会計士出身者が多い。プライスウォーターハウスやピートマーウィックといった国際的監査法人の創始者も英国人である。その後かれらは、欧州と米国の間の国際資本移動においても、大きな役割をはたした。たとえばクルップやティッセンというようなドイツの鉄鋼会社が、米国で起債する際には、こうした国際的監査法人が会計監査を行った。

非公開会社

株式が公開された会社とは別に、英国では1880年代以降、外部株主を募らない非公開の株式会社 (private company) も、特に製造業の分野で多数設立されるようになった。こうした会社は、いわゆるファミリー・ビジネスであり、株主責任こそ有限であったが、証券取引所には上場されなかった。非公開会社の場合、その株式には譲渡性があったが、資金調達を内部資金に依存していたから、創業者一族の利益欲求を満たすだけで、大規模なプロジェクトに投資する意欲は少なかった。そのため非公開会社の増加は、英国において大規模な

近代産業が勃興するうえで妨げとなった。

それにもかかわらず、1907年の会社法改正によって、こうした非公開会社が正式に認知され、財務諸表の開示義務も免除されたため、20世紀初頭には、英国の株式会社のうち5分の4がこうした非公開会社であった。

なぜこうした非公開会社が増えたかというと、 それは配当負担(現金流出)を回避するためであった。というのは、公開会社の場合には、株主(所有権者)のコーポレートガバナンス上の権限が強くなりすぎ、高い配当を要求する傾向があったからであった。もっともその後20世紀になると、こうした小規模な非公開会社の中には、公開会社と合併したり吸収されたりして、より大きな会社に再編成されるものもあった。

このように、1844年の共同出資会社法を境として、英国の企業形態は、それ以前の①特許を与えられた共同出資会社、②個人商店や同業者組合のようなパートナーシップ、③法人格なき会社の三形態から、①登録主義の共同出資会社(公開株式会社)、②非公開の株式会社の二形態へと移行した。

株式会社は英国の最高傑作

株式会社は英国の発明品であり、英国固有のエクイティ法理や信託概念が下敷きとなって発展を遂げた。株式会社というひとつの法人の上に、株主の所有権と経営者の支配権というふたつの権利を認知するという、二面性を持つ仕組みを考案したわけであり、このことは、折衷案を重視する英国人の面目躍如たるものであった。市場という分権的な意思決定機構の中に、株式会社という集権的な意思決定機構が位置する英米型の資本主義制度は、こうして形を整えていった。

さらに近年になると、株主の法的地位(自益権 と共益権)は、譲渡可能な有価証券(株式)とし て流通するようになり、株主は、会社(法人)の 支配権者ではないが、会社経営から上がる利益の 受益権者として位置付けられるようになった。元 来の信託は、財産を保全するために結ばれた相対 (あいたい)の契約関係だったが、それが株式市 場という競売市場で譲渡可能証券として流通し始 めた結果、株主の所有権が次第に受益権としての 性格を強め、経営者と株主の関係も、集団的な信 認関係に変質していった。そして株式市場での流 通取引が活発化し、株式そのものがエクイティ(株 主持分)と呼ばれるようになった。

パックス・ブリタニカ

19 世紀中葉にかけて市場経済システムが発展した時代は、英国の対外関係も安定的に推移した時代であった。1700~1850年の150年間のうち、ナポレオン戦争(1800~1814年)までのおよそ100年間は、「長い18世紀」と呼ばれ、欧州を舞台とする戦争が断続的に繰り返された。しかしナポレオン戦争以降になると、英国が経済力をバックとして台頭し、巧みな外交政策によって、パックス・ブリタニカ(英国主導の世界平和)と呼ばれる安定的状態を実現した。国益を守るための外交政策と市場経済システム発展の底流には、英国固有の実利的漸進主義(practical gradualism)があったと考えられる。そこで、パックス・ブリタニカに関して簡単に述べることにする。

19世紀前半の欧州の地政学的地図は、ナポレンオン戦争が終結した翌年に締結されたウィーン議定書によって画された。この「ウィーン会議体制」が展開される中で英国は、ヘンリー・パーマストン外相(後の首相)が中心となり、オーストリア、プロシア、ロシア、フランスの列強との間で勢力均衡関係を実現した。すなわち、これら諸国のうちの一国が突出するのを牽制するとともに、特定の国と英国との同盟関係が固定化することも回避した。パーマストン外相は、議会演説(1848年3月1日)で「英国には永遠の同盟国もなければ、永久の敵国もない。英国の利益こそが永遠かつ永久であって、我々はその利益を追求する義務がある」と述べ、外交史上にその名を残した。

1848年2月にはフランスで2月革命が起き、欧州全体が不穏な情勢下にあった。そうした中でパーマストンは、内政不干渉の原則を盾に、革命で

揺れるフランスにたいして、プロシアやロシアが 介入するのを牽制するとともに、フランスやオー ストリアがイタリアに介入するのも牽制した。ま たこの当時、英国内ではチャーチスト(労働者を 中心とする人民憲章主義者)とアイルランド民族 主義者がフランスの2月革命に共鳴し、反政府運 動を起こしつつあった。そこでパーマストンは、 フランスの共和主義政権が、英国内の反政府運動 を刺激するのも阻止した。

パーマストンは単に外交だけでなく、英国の強力な海軍を地中海に展開し、列強の介入を封じ込めようとした。大砲で威嚇し、それによって経済的利益を守ろうという国際政治戦略は、砲艦外交と呼ばれる。実際に軍事力を行使(発砲)すれば、砲艦外交自体は失敗となるわけで、結果的に交戦を回避し続けたパーマストン外交は成功であった。パックス・ブリタニカ時代、英国が難渋したのがクリミア戦争(1854~56年)であった。同戦争は、トルコの領有をめぐって英仏中心の同盟軍とロシアが戦った戦争である。同盟軍は劣勢で、兵士の中には戦死者や病死者が多数出た。この当時、内務大臣から首相に昇進したパーマストンは、内政面で有限責任会社法などを成立させて、軍事外交面での失政を挽回しようとしたようである。

その後長い間、欧州(旧大陸)と米国(新大陸)の狭間で英国が国益を守れたのは、外交面でバランスを維持するという、英国の得意技があったからである。もちろん時として、融和的な外交姿勢が裏目に出ることもあった。たとえばネビル・チェンバレン首相が、第二次世界大戦の直前、ヒットラーに譲歩する形で締結したミュンヘン協定が、かえってナチスドイツのチェコおよびポーランド侵攻を許したが、これなどは、英国外交の失敗例として有名である。

実利的漸進主義の政策は、トニー・ブレアが首相就任当初に提唱した「第三の道」という構想にも現れた。これは、新自由主義と社会民主主義の折衷策に英国の活路を見出そうとする試みであった。(以下は次号に続く)

わたべ りょう (法政大学教授)